

高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務 (新町・吉井地域) 仕様書

1 委託業務名 高崎市コロナ感染等高齢者世帯買い物SOSサービス事業委託業務(新町・吉井地域)

2 委託期間 令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

3 履行場所 新町・吉井地域

4 業務の目的

令和5年5月8日以降、コロナ感染症は感染症法上の分類が2類相当から5類に移行されたが、コロナ陽性者においては、軽症で自宅療養している場合でも、2～3日は発熱や咽頭痛、倦怠感などで外出が困難となることが想定される。

また、コロナ陽性以外にも持病の悪化等により、同様に外出が困難となる高齢者も想定されるため、65歳以上の「ひとり暮らし高齢者世帯」又は「高齢者のみの世帯」の者が、コロナ陽性や持病の悪化などで買い物が一時的に困難となった期間に限り、電話1本で食料品や日常生活用品の宅配支援を実施し、買い物への負担軽減を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 宅配支援について

ア 支援対象者

コロナ陽性や持病の悪化等により、買い物のため外出することが一時的に困難な状態にある、本市に住所を有する65歳以上の「ひとり暮らし高齢者世帯」又は「高齢者のみの世帯」の者

※「ひとり暮らし高齢者世帯」又は「高齢者のみの世帯」数…約5,000世帯(令和5年6月30日時点)

イ 支援を実施する期間

支援対象者が、コロナ陽性や持病の悪化などで、買い物が困難である期間に限る。

ただし、利用回数の上限は、1世帯あたり月2回、年24回までとする。

ウ 事前登録

利用を希望する支援対象者は、利用開始前に市に事前登録をするものとする。

また、利用時にあつては、初回に限り市に連絡するものとする。

(2) 受託事業者について

ア 実施業務

- ・利用希望者からの電話を受け、利用登録の有無を確認する。
- ・利用者の状況を聴取後、希望する商品の注文を受け付ける。
- ・梱包等を行い、商品を利用者宅へ配送する。
- ・利用者から販売商品の代金を受け取る。

イ 配送商品

- ・生鮮食品（青果・精肉・鮮魚）、弁当・総菜、食料品、冷凍食品、水・飲料、日用品等
- ※商品価格については、店頭販売価格又は食品価格動向調査（農林水産省調査）の価格と著しく相違がないこと。
- ※酒類・たばこの利用は不可とする。

ウ 感染症対策について

- ・受託事業者は、配送を実施する際には、最低限の感染症対策を講じるものとする。
- ・受託事業者は、配送を実施する際に、利用者の感染状況等を確認し、必要に応じて、物資の置き配、代金及び配送済み書の取交しを対面で行わないことを可能とする。

エ 業務時間

- ・電話受付時間は、原則午前9時～午後5時（月曜～日曜の7日間）までとする。
- ・配送時間は、原則正午までの受付分は、当日配送するものとし、正午以降の受付分は翌日までに配送するものとする。
- ※受託事業者の休業日については、当該支援は実施しないものとし、翌営業日以降の対応とする。
- ※見積書は上記業務時間により作成すること。
上記を上回る業務時間により対応が可能な場合は、その詳細を企画提案書に記載すること。

【特記事項】

※事前登録及び初回利用時の市への連絡

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

6 業務の報告

- （1）毎月、実施件数等を集計した報告書を作成し、翌月10日までに報告するとともに、委託契約に基づく委託費を請求するものとする。
- （2）労務災害等の事故が発生した場合は、二次災害を防ぐため自ら適切な処置を行うとともに、直ちに事故報告書を市に提出すること。

7 支払方法

実績払い（翌月払い）

8 受託事業者の責務

- （1）受託事業者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、関係法令等を遵守すること。
- （2）受託事業者及び業務従事者は、本契約の履行により知り得た情報等を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、他に漏らしてはならない。

また、契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。

- (3) 受託事業者は、本契約期間にかかわらず、本業務の実施内容を踏まえ、令和6年度の契約締結に向けて誠実に協議する義務を負う。

9 個人情報及び機密情報の取り扱い

- (1) 受託事業者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、関係法令等を遵守するほか、個人情報及び機密情報の管理等には盗難、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- (2) 前項の事故のうち、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失等に該当する場合は、漏えい、滅失した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく高崎市に報告し、その指示に従うこと。

10 再委託の取り扱い

- (1) 受託事業者は、本業務の全部を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定める事項について、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、受託事業者と同様に第三者においても遵守するものとし、受託事業者は第三者がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 その他

- (1) 業務の実施に関して第三者に損害を与えたとき、又は委託契約解除により高崎市に損害を与えたときは、損害賠償責任を負うものとする。
- (2) その他、本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、高崎市と協議すること。